第五節　環境再生・資源循環局

（循環型社会推進室及びリサイクル推進室）

第二十一条　総務課に、循環型社会推進室及びリサイクル推進室を置く。

2　循環型社会推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　循環型社会形成推進基本計画（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）第十五条第一項に規定する計画をいう。）に関すること。

二　循環資源の発生、循環的な利用及び処分の状況並びに政府が循環型社会（循環型社会形成推進基本法第二条第一項に規定する循環型社会をいう。次号において同じ。）の形成に関して講じた施策に関する報告並びに政府が当該報告に係る循環資源の発生、循環的な利用及び処分の状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書に関すること。

三　前二号に掲げるもののほか、総務課の所掌事務に係る循環型社会の形成に関する事務に関すること（リサイクル推進室の所掌に属するものを除く。）。

3　循環型社会推進室に、室長（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

4　リサイクル推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下本号及び次条第四項において「廃棄物処理法」という。）に規定する廃棄物をいう。以下本号において同じ。）の排出の抑制及び適正な処理に関すること（廃棄物の再生に係るもの（廃棄物処理法の施行に関すること並びに独立行政法人環境再生保全機構の行う業務に関すること及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社の行う中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）第七条第一項第一号から第四号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務に関することを除く。）に限る。）。

二　環境の保全の観点からの資源の再利用の促進に関する基準等の策定及び規制等に関すること。

5　リサイクル推進室に、室長を置く。

（浄化槽推進室及び放射性物質汚染廃棄物対策室）

第二十二条　廃棄物適正処理推進課に、浄化槽推進室及び放射性物質汚染廃棄物対策室を置く。

2　浄化槽推進室は、浄化槽によるし尿及び雑排水の処理に関する事務をつかさどる。

3　浄化槽推進室に、室長を置く。

4　放射性物質汚染廃棄物対策室は、原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第二条第一項に規定する原子炉の運転等をいう。）に起因する事故により放出された放射性物質により汚染された廃棄物（ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のものをいい、廃棄物処理法に規定する廃棄物を除く。）の適正な処理に関する事務をつかさどる（当該廃棄物の適正な処分のための施設の整備及び管理に関すること並びに中間貯蔵・環境安全事業株式会社の行う中間貯蔵・環境安全事業株式会社法第七条第一項第一号から第三号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務に関するものを除く。）。

5　放射性物質汚染廃棄物対策室に、室長を置く。

（企画官）

第二十三条　環境再生・資源循環局に、企画官二名を置く。

2　企画官は、命を受けて、環境再生・資源循環局の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

（新設）

（新設）

（新設）